



静岡県公報



目 次

人事委規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則..... (給 与 課)1423

告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定 (3 件) (廃棄物リサイクル課)1426

道路の区域の変更 (2 件) (道路保全課)1427

保安林の指定施業要件変更の予定 (3 件) (森林保全課)1428

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗
の指定の一部改正..... (会 計 指 導 課)1430

公 告

一の敷地とみなすこと等による制限緩和の変更認定 (2 件) (建築安全推進課)1431

平成22年度静岡県地域限定通訳案内士試験の実施..... (観光政策課)1432

基本測量の実施 (2 件) (公共用地課)1434

公共測量の実施..... (")1435

公共測量の終了 (2 件) (")1435

提案競技の実施..... (技術管理課)1435

開発行為の工事完了..... (土地対策課)1437

土地改良区役員の就退任等の届出..... (農地整備課)1437

一般競争入札..... (教育政策課)1438

一般競争入札 (11件) (県警会計課)1439

正 誤

平成22年 5 月14日付け県公報第2189号公告中の訂正.....1455

平成22年 5 月18日付け県公報第2190号公告中の訂正.....1456

平成22年 5 月21日付け県公報第2191号静岡県教育委員会告示第23号中の訂正.....1456

人事委規則

静岡県人事委員会規則 7 - 1055

静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月28日

静岡県人事委員会委員長 寺 田 一 彦

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 (静岡県人事委員会規則 7 - 104) の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項第 6 号中「規定による週休日」の次に「、勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

別表第 1 (第 5 条の 3 関係) 中

「

行政職給料表	職務の級 8 級以上の職員	100分の20
	職務の級 7 級の職員	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の10 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15)
	職務の級 5 級及び 4 級並びに 3 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
研究職給料表	職務の級 6 級の職員	100分の20
	職務の級 5 級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20、100分の10又は100分の 5)
	職務の級 4 級及び 3 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(1)	職務の級 5 級の職員	100分の20
	職務の級 4 級の職員	100分の20 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15)
	職務の級 3 級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
	職務の級 2 級の職員及び 1 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5 (職務の級 2 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(2)	職務の級 7 級の職員	100分の10 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15又は100分の 5)
	職務の級 6 級及び 5 級並びに 4 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級 7 級の職員	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の10 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15)
	職務の級 5 級及び 4 級の職員	100分の 5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)

を

福祉職給料表	職務の級 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級の職員	100分の10 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15)
	職務の級 4 級及び 3 級並びに 2 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)

「

行政職給料表	職務の級 8 級以上の職員	100分の20
	職務の級 7 級の職員	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
	職務の級 5 級の職員	100分の12 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10又は100分の 5)
	職務の級 4 級の職員	100分の10 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の12又は100分の 5)
	職務の級 3 級の職員	100分の 5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
研究職給料表	職務の級 6 級の職員	100分の20
	職務の級 5 級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
	職務の級 4 級の職員	100分の12 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10又は100分の 5)
	職務の級 3 級の職員	100分の 5
医療職給料表(1)	職務の級 5 級の職員	100分の20
	職務の級 4 級の職員	100分の20 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15)
	職務の級 3 級の職員	100分の15
	職務の級 2 級の職員	100分の 5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
	職務の級 1 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5

に改める。

医療職給料表(2)	職務の級 7 級の職員	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の12 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10又は100分の5)
	職務の級 5 級の職員	100分の10 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の5)
	職務の級 4 級の職員	100分の5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級 7 級の職員	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級の職員	100分の12 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10又は100分の5)
	職務の級 4 級の職員	100分の5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)
福祉職給料表	職務の級 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級の職員	100分の15
	職務の級 4 級の職員	100分の12
	職務の級 3 級の職員	100分の10
	職務の級 2 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡県告示第445号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成22年 5月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の表示

賀茂郡西伊豆町田子字井野630番の一部、631番の一部、632番の一部、同字谷坪口1755番3の全部、1755番5の一部、同字西谷坪1756番3の一部、同字東谷坪1762番1の一部、1763番の全部、1764番1の一部、1764番2の全部、1765番1の一部

~~~~~

静岡県告示第446号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げ

る土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成22年 5 月 28 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

1 区域の表示

駿東郡小山町吉久保字田代畑498番 1 の一部、498番 2 の全部、500番の全部、501番の全部、502番の全部、503番の全部、504番の全部、505番 1 の全部、同字片倉508番 1 の全部、509番の全部、510番の全部、511番の全部、512番の全部、514番の全部

~~~~~

静岡県告示第447号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第 1 項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成22年 5 月 28 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

1 区域の表示

賀茂郡松崎町雲見字花沢939番の一部、940番の一部、941番 1 の一部、941番 2 の全部、942番の全部、943番の一部、944番の全部、同字小屋ノ久保979番 5 の一部

~~~~~

静岡県告示第448号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成22年 5 月 28 日から 2 週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月 28 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

| 道路の種類 | 路線名    | 道 路 の 区 域                |         |             |         |
|-------|--------|--------------------------|---------|-------------|---------|
|       |        | 区 間                      | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (m)   | 延 長 (m) |
| 県 道   | 熱海箱根峠線 | 熱海市西熱海町二丁目<br>1800番の23地内 | 前       | 11.8 ~ 14.0 | 53.0    |
|       |        |                          | 後       | 11.8 ~ 94.6 | 53.0    |

~~~~~

静岡県告示第449号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成22年 5 月 28 日から 2 週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月 28 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
		御前崎市池新田字中雨垂坪 5452番の 8 から	前	9.0 ~ 15.9	145.0
		御前崎市池新田字西落合 5193番の 1 まで	後	15.9 ~ 32.8	145.0

県 道	掛川浜岡線	御前崎市池新田字西落合 5193番の1から	前	㉠ 7.2 ~ 19.0	230.0
		御前崎市池新田字西落合 5248番の3まで	後	㉠ 7.2 ~ 19.0	230.0
				㉡ 16.0 ~ 32.8	183.4
		御前崎市池新田字西落合 5248番の3から	前	9.1 ~ 9.6	60.6
		御前崎市池新田字西落合 5232番の1まで	後	17.0 ~ 40.1	46.0
		御前崎市池新田字西落合 5232番の1から	後	㉢ 10.0 ~ 11.0	96.8
	㉣ 10.0 ~ 11.0			96.8	
	㉤ 16.0 ~ 30.6			89.6	
	御前崎市池新田字西落合 5417番の1から	前	10.0 ~ 14.0	120.0	
	御前崎市池新田字落合 6984番の1まで	後	17.0 ~ 30.6	117.6	

備考 ㉠、㉡、㉢及び㉤は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

~~~~~

静岡県告示第450号

農林水産大臣から、次のとおり指定施業要件変更の予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により告示する。

平成22年 5月 28日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
裾野市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
平成9年1月22日農林水産省告示第133号（一及び三に係るものに限る。）、平成8年5月7日農林水産省告示第641号（二に係るものに限る。）、平成8年4月23日農林水産省告示第550号（二に係るものに

限る。)、平成 7 年 8 月 2 日農林水産省告示第1126号 (三に係るものに限る。)

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、東部農林事務所並びに係市役所及び函南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

静岡県告示第451号

農林水産大臣から、次のとおり指定施業要件変更の予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3の規定により告示する。

平成22年 5月 28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

富士宮市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士宮市(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

富士市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士市(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年12月 8 日農林水産省告示第1546号、平成13年 1月26日農林水産省告示第139号(二に係るも

のに限る。)、平成14年 3 月 6 日農林水産省告示第550号 (一に係るものに限る。)

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、富士農林事務所及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

静岡県告示第452号

農林水産大臣から、次のとおり指定施業要件変更の予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3の規定により告示する。

平成22年 5 月 28 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年 4 月 21 日農林水産省告示第595号 (二に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を静岡県庁、富士農林事務所及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

静岡県告示第453号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定(平成4年静岡県告示第352号)の一部を次のように改正する。

平成22年 5 月 28 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 の表静岡市の項中「静岡市清水区蒲原新田二丁目16番 8 号」を「静岡市清水区蒲原新田一丁目21番 1 号」に改め、同表社団法人静岡県宅地建物取引業協会の項を削り、

同表

「 山本清三	静岡市清水区由比北田111番地11	静岡市清水区由比北田111番地11 山本文具店内
--------	-------------------	-----------------------------

」を

「 山本清三	静岡市清水区由比北田111番地11	静岡市清水区由比北田111番地11 山本文具店内
社団法人静岡県宅地建物取引業協会	静岡市葵区鷹匠 3 丁目18番16号	伊東市湯川 4 - 10 - 8 (伊東不動産会館) 宅建協会伊東支部
		沼津市若葉町17 - 28 (沼津不動産会館) 宅建協会沼津支部

	富士市伝法663番地の3 (富士支部不動産会館) 宅建協会富士支部
	静岡市清水区万世町1 - 4 - 14 (清水不動産会館) 宅建協会清水支部
	藤枝市田沼3 - 1 - 9 (しだはい支部会館) 宅建協会しだはい支部
	磐田市国府台72 - 2 (中遠支部会館) 宅建協会中遠支部
	浜松市中区曳馬5 - 17 - 11 (浜松不動産会館) 宅建協会浜松支部

」に改める。

2の表静岡銀行の部新居支店の項中「浜名郡新居町浜名394番地の1」を「湖西市新居町浜名394番地の1」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、1の表静岡市の項の改正部分は平成22年3月22日から適用し、同表社団法人静岡県宅地建物取引業協会の項を削る改正部分は平成22年3月1日から適用し、同表社団法人静岡県宅地建物取引業協会の部伊東支部、沼津支部、富士支部、清水支部及び中遠支部の改正部分は平成4年4月1日から適用し、同表社団法人静岡県宅地建物取引業協会の部しだはい支部の改正部分は平成21年8月12日から適用し、同表社団法人静岡県宅地建物取引業協会の部浜松支部の改正部分は平成7年4月1日から適用し、2の表静岡銀行の部新居支店の項の改正部分は平成22年3月23日から適用する。

公 告

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第86条の2 第1項の規定に基づき、次のとおり認定した。

平成22年 5月28日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

- 1 認定番号
住安第103号
- 2 認定年月日
平成22年 5月19日
- 3 認定対象区域の地名地番
三島市光ヶ丘21 - 1、21 - 2、22
- 4 認定対象区域等を縦覧に供する場所
沼津土木事務所建築住宅課

~~~~~

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第86条の2 第1項の規定に基づき、次のとおり認定した。

平成22年 5月28日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

- 1 認定番号  
住安第104号
- 2 認定年月日  
平成22年 5月19日
- 3 認定対象区域の地名地番

三島市光ヶ丘23、沢地863 - 5 の各一部

4 認定対象区域等を縦覧に供する場所

沼津土木事務所建築住宅課

~~~~~

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第14条第2項の規定に基づき、平成22年度静岡県地域限定通訳案内士試験を次のとおり実施する。

平成22年 5月 28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 試験科目

(1) 筆記（第1次）試験

(ア) 外国語（記述式）

英語、中国語（簡体字又は繁体字）、韓国語のうち、受験者の選択する1か国語

* 通訳案内士試験（国家試験）と同一内容の出題とする。

* 中国語は、簡体字か繁体字を選択可能。

(イ) 静岡県の地理（多肢選択式）

(ウ) 静岡県の歴史（多肢選択式）

(エ) 静岡県の産業・経済・政治及び文化（多肢選択式）

(2) 口述（第2次）試験

通訳案内の実務（筆記試験で選択した外国語による実践的コミュニケーション能力、人物考査を含む。）

2 受験資格、試験日時、試験会場及び合格発表

	筆記（第1次）試験	口述（第2次）試験
受験資格	年齢、性別、住所、学歴、国籍等に関係なく、誰でも受験できる。	筆記（第1次）試験に合格した者
試験日時	(ア) 外国語（記述式） 平成22年 8月 29日（日） 午前10時から12時まで * 通訳案内士試験と同一の日時 (イ) 静岡県の地理（多肢選択式） 平成22年 9月 5日（日） 午後 1時30分から 2時10分まで (ウ) 静岡県の歴史（多肢選択式） 平成22年 9月 5日（日） 午後 2時30分から 3時10分まで (エ) 静岡県の産業・経済・政治及び文化（多肢選択式） 平成22年 9月 5日（日） 午後 3時30分から 4時10分まで	平成22年12月19日（日）（予定） （時間は、筆記（第1次）試験の合格通知の際に、合格者に通知する。）
試験会場	静岡県公立大学法人 静岡県立大学短期大学部 （静岡市駿河区小鹿 2丁目 2 - 1） 通訳案内士試験との併願者の外国語（記述式）の試験会場は、通訳案内士試験の試験会場を受験することができる。	静岡市内 （試験会場は、筆記（第1次）試験の合格通知の際に、合格者に通知する。）

	* 他道県の地域限定通訳案内士試験との併願者は、外国語（記述式）の試験を、他道県の試験会場で受験することができる。	
合格発表日	平成22年11月12日（金）（予定）	平成23年 1月21日（金）（予定）
合否発表	合格者の受験番号を静岡県庁本館（静岡市葵区追手町9 - 6）玄関前に掲示するとともに、受験者全員に結果等を通知（日本国内の宛先のみ）する。	合格者の受験番号を静岡県庁本館（静岡市葵区追手町9 - 6）玄関前に掲示するとともに、受験者全員に結果等を通知（日本国内の宛先のみ）する。最終合格者には合格証書を交付する。

3 受験手続

(1) 受験願書の配布先

静岡県観光政策課、静岡県各総合庁舎、静岡県各県民生活センター、県内市町観光担当課

(2) 受験願書は、所定のものを使用すること。

(3) 受験願書の受付期間及び時間

平成22年 5月26日（水）から 7月 9日（金）まで

持参の場合は 7月 9日（金）午後 5時までに観光政策課に到着したもの、郵送の場合は 7月 9日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

受験願書の記載不備の場合は、受け付けられないので返却する。

受験願書を郵送で提出する場合は、必ず「簡易書留」（海外からは、郵便局のEMS便）で、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きすること。

受験願書を持参する場合の受付時間は、午前9時から午後 5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けない。

身体に障害のある者が受験を希望する場合は、申込時に静岡県観光政策課に必ず申し出ること。

(4) 受験願書の提出先

提出場所： 静岡県観光局観光政策課（静岡県庁 東館11階）

住 所： 〒420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6

電話番号： 054 - 221 - 3638

(5) 受験手数料

受験手数料は、一か国語につき8,100円。静岡県収入証紙8,100円分を受験願書に貼付すること

県外在住者で、静岡県収入証紙の購入が困難な場合には、8,100円分の普通為替証書で納付することができる（現金の送付は受け付けない。）。

受験願書を受理した後は、受験手数料は返還しない。

4 特例（試験の一部免除）

(1) 平成22年度に適用される試験の一部免除は次のとおりとする。

平成21年度静岡県地域限定通訳案内士試験のうち、筆記（第1次）試験全ての科目を受験して合格し、口述（第2次）試験に不合格及び口述（第2次）試験を未受験の者については、平成22年度試験のうち、筆記（第1次）試験の、「(ア)外国語（平成21年度と同一言語）」、「(イ)静岡県の地理」、「(ウ)静岡県の歴史」、「(エ)静岡県の産業・経済・政治及び文化」を願いにより免除する。

平成19年度、20年度、21年度の静岡県地域限定通訳案内士試験に合格した者が、他の外国語で受験する場合、平成22年度の試験のうち筆記（第1次）試験の「(イ)静岡県の地理」、「(ウ)静岡県の歴史」、「(エ)静岡県の産業・経済・政治及び文化」を願いにより免除する。

平成21年度静岡県地域限定通訳案内士試験筆記（第1次）試験のうち一部の科目（「(ア)外国語」、

または「(イ)静岡県の地理」、「(ウ)静岡県の歴史」、「(エ)静岡県の産業・経済・政治及び文化」) について合格点を得た者(免除された者は除く)は、平成22年度静岡県地域限定通訳案内士試験の当該科目(外国語は同一言語のみ)の筆記(第1次)試験を、願いにより免除する。

一の外国語による通訳案内士(業)試験または他の県(道)知事が実施した地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による静岡県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記(第1次)試験を免除する。

平成21年度の一の外国語による通訳案内士試験の筆記(第1次)試験の外国語について合格基準に達した者、または、他の県(道)知事が実施した一の外国語による地域限定通訳案内士試験の筆記(第1次)試験の外国語について合格基準に達した者が、当該外国語による静岡県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記(第1次)試験を免除する。

財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語検定の1級に合格した者が、英語による静岡県地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、願いにより、外国語筆記(第1次)試験を免除する。

(2) 免除の手続き方法

(1)の ~ までの免除を受けようとする者は、受験願書にその旨を記載し、特例に該当することを証明する書面を必ず添付すること。

5 指定テキスト

(1) 筆記(第1次)試験の「(イ)静岡県の地理」、「(ウ)静岡県の歴史」、「(エ)静岡県の産業・経済・政治及び文化」の参考テキストは、「ぐるる静岡 ものしり事典」(発行:静岡新聞社)及び「平成21年度静岡県勢要覧」(発行:静岡県統計協会)を指定する。

~~~~~

次のとおり基本測量を実施するので測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により公告する。

平成22年 5月 28日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 測量機関  
国土交通省国土地理院
- 2 作業の種類  
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)
- 3 作業期間  
平成22年 5月 10日から平成23年 3月 31日まで
- 4 作業地域  
県内全域

~~~~~

次のとおり基本測量を実施するので測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により公告する。

平成22年 5月 28日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 測量機関
国土交通省国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成業務)
- 3 作業期間
平成22年 4月 30日から平成23年 3月 22日まで
- 4 作業地域
富士宮市、駿東郡長泉町、富士市、裾野市、沼津市、御殿場市、静岡市清水区

~~~~~  
次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年 5 月 28 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

- 1 測量機関  
掛川市
- 2 作業の種類  
公共測量（掛川市五明地区公共基準点設置測量）
- 3 作業期間  
平成22年 5 月 12 日から平成22年 5 月 31 日まで
- 4 作業地域  
掛川市五明地区

~~~~~  
平成21年11月24日付け県公報第2142号をもって公告した公共測量は、次のとおり終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年 5 月 28 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

測量機関、作業の種類及び終了年月日

測 量 機 関	作 業 の 種 類	終 了 年 月 日
焼津市	公共測量（焼津市大覚寺八楠土地区画整理事業）	平成22年 3 月 26 日

~~~~~  
平成21年11月27日付け県公報第2143号をもって公告した公共測量は、次のとおり終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年 5 月 28 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

測量機関、作業の種類及び終了年月日

| 測 量 機 関 | 作 業 の 種 類           | 終 了 年 月 日      |
|---------|---------------------|----------------|
| 富士宮市    | 公共測量（2級、3級、4級基準点測量） | 平成22年 3 月 25 日 |

~~~~~  
次のとおり技術提案書の提出を招請する。

平成22年 5 月 28 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

- 1 業務概要
 - (1) 業 務 名
平成22年度静岡県共同利用電子入札システム再構築業務委託
 - (2) 業務内容
財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステムを用いた、電子入札システムの開発をおこなうものである。
 - ア) 電子入札システム開発（入札情報サービス含む）

- イ) システムの導入及び調整
- ウ) ドキュメント整備
- エ) 現行システムからのデータ移行
- オ) 職員研修関連一式

(3) 契約期間 契約の日から平成24年 3 月25日まで

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「情報システム開発等の業務に係わる競争入札に参加する者に必要な資格等」（平成11年 8 月 3 日付け静岡県告示第644号）に基づく入札参加資格のうち、情報システム開発業務について認定を受けた者であること。
- (3) 「情報システム開発等の業務委託に係る指名停止基準」（平成11年 8 月 3 日施行）に基づく指名停止措置を受けている期間中でない者であること。
- (4) 共同利用型の電子入札コアシステムを用いた電子入札システムの開発業務の受注実績もしくは、保守業務の受注実績があること。（下請け実績は不可）
- (5) 指定するデータセンター（静岡市葵区内）に、障害発生時に迅速な保守（30分以内に到着）が可能な人員を配置できること。

3 技術提案書を特定するための評価基準

以下の 3 点を評価し、特定する。

- (1) 同種業務に係る実績
- (2) 本委託業務従事者の資格、業務実績
- (3) 技術提案の的確性実現性、経済性等
業務委託契約は、技術提案内容の最も優れた者と契約の交渉を行う。

4 手続等

(1) 担当部局

〒420 - 8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県交通基盤部建設支援局技術管理課
TEL 054 - 221 - 2128 FAX 054 - 221 - 3569
MAIL gijyutsukanri@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項等の交付期間、場所

平成22年 5 月28日（金）から平成22年 6 月 7 日（月）までの日（ただし、土曜日、日曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(1)に同じ

(3) 技術提案書の提出期限・提出場所及び方法

平成22年 7 月 6 日（火）

ただし、土曜日、日曜日を除く日の午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(1)に同じ

持参または書留郵便による。（郵便の場合は、この期限までに必着のこと）

なお、持参する場合は、事前連絡すること。

(4) 部数

20部

(5) その他

技術提案書の提出後、後日ヒアリングを受けるものとする。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第51号）によるものとする。

- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、4(1)に同じ
- (5) 詳細は募集要項による。

6 Summary

- (1) The content of the technical Proposal to seek:
Receptionist system design outsourcing. Such as an electronic bid.
- (2) Proposal Submission Period:
4:00 P.M. Tuesday 6 July 2010
- (3) Contact office for contract:
Office of Technology Administration, Division of Construction Support
Department of Transportation Infrastructure
Shizuoka Prefecture Government
9-6, Ohte-machi, Aoi - ku, Shizuoka City 420 - 8601 Japan
Phone 054-221-2128

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成22年 5 月 28 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駿東郡小山町小山字スルガ107 - 4、108 - 1、字山下121 - 2、121 - 7、122 - 1、122 - 4、122 - 5、122 - 10、122 - 11、122 - 13の内、122 - 15、122 - 18、124 - 1、124 - 2、124 - 4、124 - 5、124 - 6、124 - 7、128 - 1、128 - 5、128 - 10、字札場129 - 1、129 - 3、129 - 4、129 - 5、129 - 6、129 - 8、129 - 10、129 - 11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御殿場市萩原25 - 3  
三勝興産株式会社

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出のあった浜松市東南部土地改良区（浜松市）の退任及び就任した役員を次のとおり公告する。

平成22年 5 月 28 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

1 退任役員

役 職	住 所	氏 名
理 事 長	浜松市南区三新町246	榎 谷 卓 二
理 事	" 松島町1322 - 2	高 橋 勇
"	" 福島町181	山 田 浩 一
"	" 河輪町190	井 柳 甚一郎
"	" 西町139	藤 田 均
"	" 東町421	高 塚 純 一
"	" 江之島町413	鈴 木 伊佐雄

理 事	浜松市南区西島町221	佐 原 茂 栄
"	" " 556	中 村 半 時
"	" 長田町215	中 田 巖
監 事	" 西島町921	中 村 進 一
"	" 富屋町30	鈴 木 長 男

2 就任役員

役 職	住 所	氏 名
理 事 長	浜松市南区福島町181	山 田 浩 一
理 事	" 西島町556	中 村 半 時
"	" 東町421	高 塚 純 一
"	" 江之島町413	鈴 木 伊 佐 雄
"	" 西町139	藤 田 均
"	" 西島町921	中 村 進 一
"	" 松島町516	鈴 木 英 男
"	" 松島町616	鈴 木 守 男
"	" 富屋町46	鈴 木 初 男
"	" 河輪町637	増 谷 重 康
"	" 三新町287	島 津 至 宏
監 事	" 福島町159	山 田 順 一
"	" 長田町163	竹 下 道 孝

~~~~~  
 下記のとおり一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5月 28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第 5 号

(2) 件名及び数量

ウイルス対策ソフトウェアライセンス取得 一式

(3) 規格等

仕様書による。

(4) 納入期限

平成22年 6月 30日

(5) 納入場所

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

## 静岡県教育委員会教育政策課

## (6) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「電子計算機」又は「コンピュータ用品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 当該ソフトウェアライセンスを納入する能力を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

## 3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認書類を平成22年 6 月 8 日（火）午後 4 時までに入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

## 4 入札説明書の配布場所及び担当部局等

## (1) 配布場所及び担当部局

〒420 - 8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁西館 7 階  
静岡県教育委員会教育政策課情報・統計班  
電話番号 054 - 221 - 3391

## (2) 配布期間

平成22年 5 月 28 日（金）から平成22年 6 月 4 日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

## 5 入札執行の日時及び場所

日時 平成22年 6 月 10 日（木）午前 10 時 30 分

場所 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁西館 8 階教育委員会第一会議室

## 6 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

## (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 詳細は入札説明書による。

~~~~~

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5 月 28 日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 入札執行者
静岡県知事 川 勝 平 太
- 2 入札に付する事項
 - (1) 入札番号
第22050号
 - (2) 業務名
平成22年度警察本部車両メンテナンス業務委託
 - (3) 業務概要
公用車の点検整備 (車検一式含)
 - (4) 業務期間
平成22年 7 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
- 3 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
 - (3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
 - (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (5) 県内に主たる営業所又は営業所を有すること。
 - (6) 「自動車修理」の資格業者については、静岡市内に整備施設を有し、且つ 2 人以上の 2 級整備士資格取得者を有する者であること。
 - (7) 「物品賃貸」の資格業者については、静岡県内に営業所を有し、且つ上記(6)に掲げた条件を満たす契約業者を有し、本委託を履行する能力のある者であること。
- 4 入札説明書等の配布
 - (1) 配布期間
平成22年 5 月28日 (金) から平成22年 6 月 7 日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時30分から午後 5 時まで
 - (2) 配布場所
〒424 - 0055 静岡市清水区吉川373 - 1
静岡県警察本部総務部会計課装備管理室車両係
電話番号 054 - 271 - 0110 内線757 - 2332
 - (3) 配布方法
上記(2)の場所において無料で直接配布する。
- 5 入札手続等
 - (1) 入札執行日時
平成22年 6 月25日 (金) 午後 1 時30分
 - (2) 入札執行場所
静岡県警察本部聴聞室 (県庁別館10階)
 - (3) 入札方法
郵送又は電送による入札は、認めない。

- (4) 入札執行日の持参書類
入札書及び入札参加資格確認通知書
- (5) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。
- (7) 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否
要

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県警察本部総務部会計課装備管理室車両係（電話番号 054 - 271 - 0110 内線757 - 2332）とする。
- (3) 申込期間、平成22年 5 月 28 日（金）から平成22年 6 月 7 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。
- (4) 詳細は、入札説明書による。

~~~~~  
下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5 月 28 日

静岡県知事 川 勝 平 太

## 1 入札執行者

静岡県知事 川 勝 平 太

## 2 入札に付する事項

- (1) 入札番号  
第22051号
- (2) 業務名  
平成22年度警察本部清水分庁舎車両メンテナンス業務委託
- (3) 業務概要  
公用車の点検整備（車検一式含）
- (4) 業務期間  
平成22年 7 月 1 日から平成23年 3 月 31 日まで

## 3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 県内に主たる営業所又は営業所を有すること。

(6) 「自動車修理」の資格業者については、静岡市内に整備施設を有し、且つ2人以上の2級整備士資格取得者を有する者であること。

(7) 「物品賃貸」の資格業者については、静岡県内に営業所を有し、且つ上記(6)に掲げた条件を満たす契約業者を有し、本委託を履行する能力のある者であること。

#### 4 入札説明書等の配布

##### (1) 配布期間

平成22年 5 月 28 日 (金) から平成22年 6 月 7 日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

##### (2) 配布場所

〒424 - 0055 静岡市清水区吉川373 - 1  
静岡県警察本部総務部会計課装備管理室車両係  
電話番号 054 - 271 - 0110 内線757 - 2332

##### (3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札執行日時

平成22年 6 月 25 日 (金) 午後 2 時 00 分

##### (2) 入札執行場所

静岡県警察本部聴聞室 (県庁別館10階)

##### (3) 入札方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

##### (4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

##### (5) 入札保証金及び契約保証金

免除

##### (6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。

##### (7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

##### (8) 契約書作成の要否

要

#### 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県警察本部総務部会計課装備管理室車両係 (電話番号 054 - 271 - 0110 内線757 - 2332) とする。

(3) 申込期間、平成22年 5 月 28 日 (金) から平成22年 6 月 7 日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。

(4) 詳細は、入札説明書による。

~~~~~

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則 (昭和39年静岡県規則第13号) 第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5 月 28 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

静岡県知事 川 勝 平 太

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号
第22052号
- (2) 業務名
平成22年度警察本部機動隊車両メンテナンス業務委託
- (3) 業務概要
公用車の点検整備 (車検一式含)
- (4) 業務期間
平成22年 7 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 県内に主たる営業所又は営業所を有すること。
- (6) 「自動車修理」の資格業者については、静岡、焼津及び藤枝市内のいずれかに整備施設を有し、且つ大型特殊認証工場であること。
- (7) 「物品賃貸」の資格業者については、静岡県内に営業所を有し、且つ上記(6)に掲げた条件を満たす契約業者を有し、本委託を履行する能力のある者であること。

4 入札説明書等の配布

- (1) 配布期間
平成22年 5 月28日 (金) から平成22年 6 月 7 日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時30分から午後 5 時まで
- (2) 配布場所
〒424 - 0055 静岡市清水区吉川373 - 1
静岡県警察本部総務部会計課装備管理室車両係
電話番号 054 - 271 - 0110 内線757 - 2332
- (3) 配布方法
上記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札手続等

- (1) 入札執行日時
平成22年 6 月25日 (金) 午後 2 時30分
- (2) 入札執行場所
静岡県警察本部聴聞室 (県庁別館10階)
- (3) 入札方法
郵送又は電送による入札は、認めない。
- (4) 入札執行日の持参書類
入札書及び入札参加資格確認通知書
- (5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県警察本部総務部会計課装備管理室車両係（電話番号 054 - 271 - 0110 内線757 - 2332）とする。

(3) 申込期間、平成22年 5 月 28 日（金）から平成22年 6 月 7 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。

郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 詳細は、入札説明書による。

~~~~~

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5 月 28 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

沼津警察署長 渥美 俊次郎

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第 2 号

(2) 業務名

平成22年度沼津警察署車両メンテナンス業務委託

(3) 業務概要

公用車の点検整備（車検一式含）

(4) 業務期間

平成22年 7 月 1 日から平成23年 3 月 31 日まで

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 県内に主たる支店又は営業所等を有すること。

(6) 「自動車修理」の資格業者については、沼津市内に整備施設を有し、且つ 2 人以上の 2 級整備士資格取得者を有する者であること。

- (7) 「物品賃貸」の資格業者については、静岡県内に営業所を有し、且つ上記(6)に掲げた条件を満たす契約業者を有し、本委託を履行する能力のある者であること。

#### 4 入札説明書等の配布

(1) 配布期間

平成22年 5月 28日 (金) から平成22年 6月 7日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時30 分から午後 5 時まで

(2) 配布場所

〒410 - 8508 沼津市平町19 - 11  
沼津警察署会計課会計係  
電話番号 055 - 952 - 0110 内線232

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

#### 5 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成22年 6月 24日 (木) 午後 1 時30分

(2) 入札執行場所

沼津警察署講堂 (4 階)

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

#### 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、沼津警察署会計課 (電話番号 055 - 952 - 0110 内線232) とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。

~~~~~

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則 (昭和39年静岡県規則第13号) 第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5月 28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

清水警察署長 杉山 悦男

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第2250号

(2) 業務名

平成22年度清水警察署車両メンテナンス委託業務

(3) 業務概要

公用車の点検整備 (車検一式含)

(4) 業務期間

平成22年 7 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目 (主であること。)について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格調査票の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 提出書類の審査結果により、当該業務を遂行することができると認められた者であること。
- (6) 静岡市清水区内 (旧蒲原町及び旧由比町を除く。)に整備施設を有し、2 級整備士資格取得者を有する者であること。

4 入札説明書等の配布

(1) 配布期間

平成22年 5 月28日 (金) から平成22年 6 月 7 日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 配布場所

〒424 - 0014 静岡市清水区天王南 1 番35号

清水警察署 4 階会計課

電話 054 - 366 - 0110 内線233

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札参加資格調査票の提出

この入札に参加を希望する者は、次により書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

平成22年 5 月28日 (金) から平成22年 6 月11日 (金) (土曜日及び日曜日を除く。)までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出書類

入札説明書に添付されている入札参加資格調査票

(3) 提出場所

4 (2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成22年 6 月25日 (金) 午前10時

(2) 入札執行場所

清水警察署 5 階講堂

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札又は静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、清水警察署会計課（電話番号 054 - 366 - 0110 内線233）とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。

~~~~~

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5月 28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

静岡中央警察署長 遠 藤 勝 博

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第1002号

(2) 業務名

平成22年度静岡中央警察署車両メンテナンス業務委託

(3) 業務概要

公用車の点検整備（車検一式含）

(4) 業務期間

平成22年 7月 1日から平成23年 3月31日まで

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 県内に主たる営業所又は営業所を有すること。

(6) 「自動車修理」の資格業者については、静岡市葵区又は駿河区内に整備施設を有し、且つ2人以上の2級整備士資格取得者を有する者であること。

(7) 「物品賃貸」の資格業者については、静岡県内に営業所を有し、且つ上記(6)に掲げた条件を満たす契約業者を有し、本委託を履行する能力のある者であること。

4 入札説明書等の配布

(1) 配布期間

平成22年 5月 28日（金）から平成22年 6月 7日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9時30

分から午後 5 時まで

(2) 配布場所

〒420 - 8620 静岡市葵区追手町 6 番 1 号  
静岡県静岡中央警察署会計課  
電話 054 - 250 - 0110 内線232

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成22年 6 月25日 (金) 午後 1 時30分

(2) 入札執行場所

〒420 - 8620 静岡市葵区追手町 6 番 1 号  
静岡中央警察署 7 階会議室  
電話番号 054 - 250 - 0110 内線232

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県静岡中央警察署会計課 (電話番号 054 - 250 - 0110 内線232) とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。

~~~~~

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則 (昭和39年静岡県規則第13号) 第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5 月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

静岡南警察署長 平田 泰久

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第 2 号

(2) 業務名

平成22年度静岡南警察署車両メンテナンス業務委託

(3) 業務概要

公用車の点検整備 (車検一式含)

(4) 業務期間

平成22年 7月 1日から平成23年 3月31日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 県内に主たる営業所又は営業所を有すること。
- (6) 「自動車修理」の資格業者については、静岡市内に整備施設を有し、且つ2人以上の2級整備士資格取得者を有する者であること。
- (7) 「物品賃貸」の資格業者については、静岡県内に営業所を有し、且つ上記(6)に掲げた条件を満たす契約業者を有し、本委託を履行する能力のある者であること。

4 入札説明書等の配布

(1) 配布期間

平成22年 5月28日(金)から平成22年 6月 7日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

〒422-8578 静岡市駿河区富士見台1丁目5番10号
静岡南警察署会計課
電話番号 054-288-0110 内線232

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成22年 6月28日(月) 午後1時30分

(2) 入札執行場所

静岡南警察署

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡南警察署会計課 (電話番号 054 - 288 - 0110 内線232) とする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。

~~~~~

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則 (昭和39年静岡県規則第13号) 第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5月 28日

静岡県知事 川 勝 平 太

## 1 入札執行者

焼津警察署長 鈴木 守

## 2 入札に付する事項

- (1) 入札番号  
第 1 号
- (2) 業務名  
平成22年度焼津警察署車両メンテナンス業務委託
- (3) 業務概要  
公用車の点検整備 (車検一式含)
- (4) 業務期間  
平成22年 7月 1日から平成23年 3月31日まで

## 3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 県内に主たる営業所又は営業所を有すること。
- (6) 「自動車修理」の資格業者については、焼津市内又は焼津市に隣接する市内に整備施設を有し、且つ 2人以上の 2級整備士資格取得者を有する者であること。
- (7) 労働安全衛生法第59条並びに労働安全衛生法第36条に基づく「低圧電気取扱いについての特別講習」を修了した者を 1人以上有するものであること。入札参加申請時に有していない場合は入札執行時まで に修了証の写しを提出することで参加可能とする。
- (8) 「物品賃貸」の資格業者については、静岡県内に営業所を有し、且つ上記(6)及び(7)に掲げた条件を満たす契約業者を有し、本委託を履行する能力のある者であること。

## 4 入札説明書等の配布

- (1) 配布期間  
平成22年 5月 28日 (金) から平成22年 6月 7日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 配布場所  
〒425 - 0055 焼津市道原723番地  
焼津警察署会計課

電話番号 054 - 624 - 0110 内線232

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成22年 6 月29日 (火) 午前10時30分

(2) 入札執行場所

焼津警察署 3 階講堂

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、焼津警察署会計課 (電話番号 054 - 624 - 0110 内線232) とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 労働安全衛生法第59条並びに労働安全衛生法第36条に基づく「低圧電気取扱いについての特別講習」の修了証の写しを事前に提出しなかったものは、平成22年 6 月29日 (火) 午前10時30分までに提出すること。

~~~~~

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則 (昭和39年静岡県規則第13号) 第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5 月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

浜松中央警察署長 小野 利雄

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第1304号

(2) 業務名

平成22年度浜松中央警察署車両メンテナンス業務委託

(3) 業務概要

公用車の点検整備 (車検一式含)

(4) 業務期間

平成22年 7 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 県内に主たる営業所又は営業所を有すること。
- (6) 「自動車修理」の資格業者については、浜松市内に整備施設を有し、且つ 2 人以上の 2 級整備士資格取得者を有する者であること。
- (7) 「物品賃貸」の資格業者については、静岡県内に営業所を有し、且つ上記(6)に掲げた条件を満たす契約業者を有し、本委託を履行する能力のある者であること。

4 入札説明書等の配布

(1) 配布期間

平成22年 5月 28日 (金) から平成22年 6月 4日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 配布場所

〒430 - 0906 浜松市中区住吉 5 丁目 28 番 1 号
浜松中央警察署会計課 会計係
電話番号 053 - 475 - 0110 内線233

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成22年 6月 25日 (金) 午前 9 時 30 分

(2) 入札執行場所

浜松中央警察署 1 階指揮室

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、浜松中央警察署会計課会計係 (電話番号 053 - 475 - 0110 内線233) とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。

~~~~~

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5 月 28 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

浜松東警察署長 渡辺隆之

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第2201号

(2) 業務名

平成22年度浜松東警察署車両メンテナンス業務委託

(3) 業務概要

公用車の点検整備（車検一式含）

(4) 業務期間

平成22年 7 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 県内に主たる営業所又は営業所を有すること。

(6) 「自動車修理」の資格業者については、浜松市内に整備施設を有し、且つ 2 人以上の 2 級整備士資格取得者を有する者であること。

(7) 「物品賃貸」の資格業者については、静岡県内に営業所を有し、且つ上記(6)に掲げた条件を満たす契約業者を有し、本委託を履行する能力のある者であること。

4 入札説明書等の配布

(1) 配布期間

平成22年 5 月 28 日 (金) から平成22年 6 月 4 日 (金) まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時30 分から午後 5 時まで

(2) 配布場所

〒430 - 0805 浜松市中区相生町14番10号

浜松東警察署会計課

電話番号 053 - 460 - 0110 内線232

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成22年 6 月 28 日 (月) 午後 1 時00分

- (2) 入札執行場所  
浜松東警察署 4 階講堂
- (3) 入札方法  
郵送又は電送による入札は、認めない。
- (4) 入札執行日の持参書類  
入札書及び入札参加資格確認通知書
- (5) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (6) 入札の無効  
本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。
- (7) 落札者の決定方法  
予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否  
要

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、浜松東警察署会計課（電話番号 053 - 460 - 0110 内線232）とする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。

~~~~~

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成22年 5 月 28 日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 入札執行者
浜北警察署長 三浦 富士夫
- 2 入札に付する事項
 - (1) 入札番号
第1302号
 - (2) 業務名
平成22年度浜北警察署車両メンテナンス業務委託
 - (3) 業務概要
公用車の点検整備（車検一式含）
 - (4) 業務期間
平成22年 7 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
- 3 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車修理」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
 - (3) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 県内に主たる営業所又は営業所を有すること。
- (6) 「自動車修理」の資格業者については、浜松市内に整備施設を有し、且つ2人以上の2級整備士資格取得者を有する者であること。
- (7) 「物品賃貸」の資格業者については、静岡県内に営業所を有し、且つ上記(6)に掲げた条件を満たす契約業者を有し、本委託を履行する能力のある者であること。

4 入札説明書等の配布

(1) 配布期間

平成22年 5 月 28 日 (金) から平成22年 6 月 7 日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 配布場所

〒434 - 0042 浜松市浜北区小松3218

浜北警察署会計課

電話番号 053 - 585 - 0110 内線230

(3) 配布方法

上記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成22年 6 月 25 日 (金) 午前11時00分

(2) 入札執行場所

〒434 - 0042 浜松市浜北区小松3218

浜北警察署 3 階講堂

電話番号 053 - 585 - 0110 内線230

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件等に違反した者の行った入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、浜北警察署会計課 (電話番号 053 - 585 - 0110 内線230) とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成22年 5 月 14 日付け県公報第2189号公告 (藤枝市青木土地区画整理組合の定款変更) 中、次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1292	上から20行	平成23年 3 月31日	平成24年 3 月31日

~~~~~

平成22年 5 月18日付け県公報第2190号公告 (土地改良区役員の就退任等の届出) 中、次のとおり誤りがあったので訂正する。

|      |       |            |             |
|------|-------|------------|-------------|
| ページ  | 行     | 誤          | 正           |
| 1323 | 下から 1 | 浜名湖北部土地改良区 | 浜名湖北部用土地改良区 |

~~~~~

平成22年 5 月21日付け県公報第2191号教育委員会告示第23号 (平成22年度教科書展示会) 中、次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1365	下から 6 行目	7 月 1 日	6 月18日